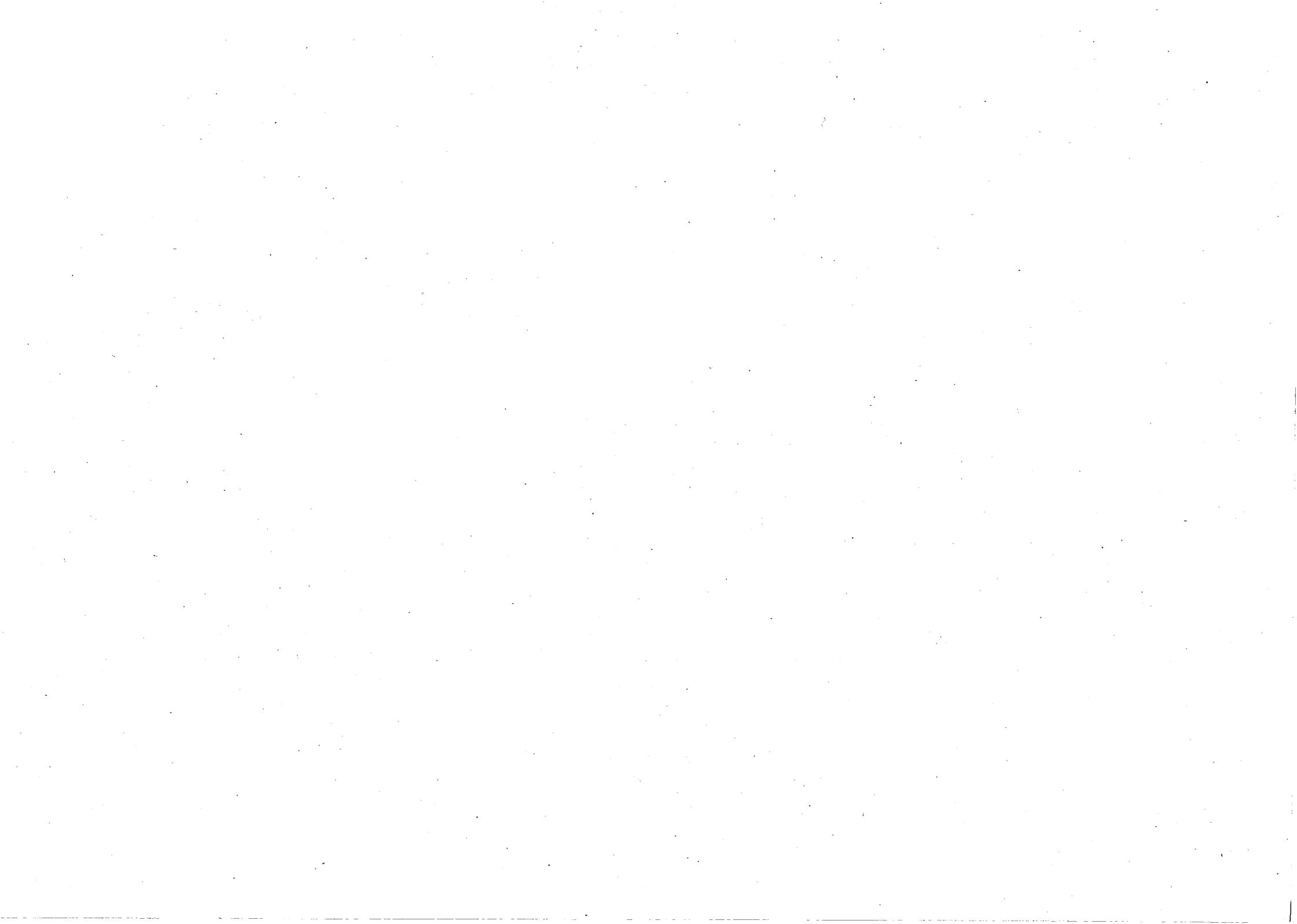


令和2年度

小金井市国民健康保険特別会計予算説明資料

1	国民健康保険特別会計当初予算比較	1
2	国民健康保険加入世帯数・被保険者数の推移	5
3	保険給付費・国民健康保険事業費納付金の推移	6
4	小金井市国民健康保険税改定内容(案)総括表	7
5	国民健康保険税算定表	9
6	国民健康保険税(全体分)調定額・収入額等調書	13
7	世帯例別の所得階層別保険税額	14
8	令和2年度税制改正に伴う国民健康保険税収入への影響額等について	17
9	小金井市国民健康保険税税率改定状況	20
10	小金井市国民健康保険税の税率改定について(諮問)・(答申)	21
11	小金井市国民健康保険税の見直しについて(諮問)・(答申)	23
12	データヘルス事業の概要	25
13	データヘルス計画に基づく新規事業概要	26
14	国民健康保険事業運営基金現在高	28



1 国民健康保険特別会計当初予算比較

(歳入)

単位：千円、%

款	項	目	節	細節	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減額 (元年度・2年度)	増減率 (元年度・2年度)		
1	国民健康保険税				2,421,623	2,420,257	2,406,456	△ 13,801	△ 0.6		
	1	国民健康保険税				2,421,623	2,420,257	2,406,456	△ 13,801	△ 0.6	
		1	一般被保険者国民健康保険税				2,402,939	2,414,645	2,406,268	△ 8,377	△ 0.3
			1	医療給付費分現年課税分	1,471,628	1,508,586	1,525,960	17,374	1.2		
			2	後期高齢者支援金分現年課税分	595,171	600,538	591,582	△ 8,956	△ 1.5		
			3	介護納付金分現年課税分	226,117	228,096	226,423	△ 1,673	△ 0.7		
			4	医療給付費分滞納繰越分	68,933	48,031	38,529	△ 9,502	△ 19.8		
			5	後期高齢者支援金分滞納繰越分	27,952	20,805	16,484	△ 4,321	△ 20.8		
			6	介護納付金分滞納繰越分	13,138	8,589	7,290	△ 1,299	△ 15.1		
		2	退職被保険者等国民健康保険税				18,684	5,612	188	△ 5,424	△ 96.7
			1	医療給付費分現年課税分	9,469	3,154	1	△ 3,153	△ 100.0		
			2	後期高齢者支援金分現年課税分	3,742	1,227	1	△ 1,226	△ 99.9		
			3	介護納付金分現年課税分	3,459	1,041	1	△ 1,040	△ 99.9		
			4	医療給付費分滞納繰越分	1,182	105	100	△ 5	△ 4.8		
			5	後期高齢者支援金分滞納繰越分	445	44	49	5	11.4		
			6	介護納付金分滞納繰越分	387	41	36	△ 5	△ 12.2		
2	使用料及び手数料				2	2	2	0	0.0		
	1	手数料				2	2	2	0	0.0	
		1	総務手数料				2	2	2	0	0.0
3	国庫支出金				71	0	3,267	3,267	皆増		
	1	国庫補助金				71	0	3,267	3,267	皆増	
		1	システム開発費等補助金				0	0	3,267	皆増	
		0	災害臨時特例補助金				71	0	0	-	
4	都支支出金				6,824,593	6,430,681	6,269,733	△ 160,948	△ 2.5		
	1	都補助金				6,824,593	6,430,681	6,269,733	△ 160,948	△ 2.5	
		1	都補助金				38,214	90,000	94,094	4,094	4.5
		2	保険給付費等交付金				6,786,379	6,340,681	6,175,639	△ 165,042	△ 2.6
			1	普通交付金	6,618,558	6,189,891	6,025,187	△ 164,704	△ 2.7		
			2	特別交付金	167,821	150,790	150,452	△ 338	△ 0.2		
				国民健康保険保険者努力支援交付金	40,175	37,464	25,201	△ 12,263	△ 32.7		
				特別調整交付金(市町村分)	13,620	22,734	18,303	△ 4,431	△ 19.5		
				都繰入金(2号分)	77,000	55,000	70,000	15,000	27.3		
				特定健康診査等負担金	37,026	35,592	36,948	1,356	3.8		
5	財産収入				12	16	16	0	0.0		
	1	財産運用収入				12	16	16	0	0.0	
		1	利子及び配当金				12	16	16	0	0.0
6	繰入金				1,285,120	1,254,581	1,198,405	△ 56,176	△ 4.5		
	1	他会計繰入金				1,280,120	1,234,581	1,178,405	△ 56,176	△ 4.6	
		1	一般会計繰入金				1,280,120	1,234,581	1,178,405	△ 56,176	△ 4.6
			1	保険基盤安定繰入金	381,277	379,333	383,878	4,545	1.2		
			2	職員給与と費等繰入金	160,243	169,448	161,527	△ 7,921	△ 4.7		
			3	出産育児一時金等繰入金	33,600	30,800	28,000	△ 2,800	△ 9.1		
			4	その他一般会計繰入金	705,000	655,000	605,000	△ 50,000	△ 7.6		
	2	基金繰入金				5,000	20,000	20,000	0	0.0	
		1	国民健康保険事業運営基金繰入金				5,000	20,000	20,000	0	0.0

7 繰越金	1	1	1	0	0.0
1 繰越金	1	1	1	0	0.0
1 繰越金	1	1	1	0	0.0
8 諸収入	30,508	32,201	34,388	2,187	6.8
1 延滞金・加算金及び過料	25,152	25,152	25,152	0	0.0
1 延滞金	25,150	25,150	25,150	0	0.0
2 加算金	1	1	1	0	0.0
3 過料	1	1	1	0	0.0
2 雑入	5,356	7,049	9,236	2,187	31.0
1 過年度収入	1	1	1	0	0.0
2 第三者納付金	3,366	3,831	4,804	973	25.4
3 返納金	903	2,167	3,380	1,213	56.0
4 雑入	85	49	50	1	2.0
5 弁償金	1	1	1	0	0.0
6 高額療養費等資金貸付元金収入	1,000	1,000	1,000	0	0.0
歳入合計	10,561,930	10,137,739	9,912,268	△ 225,471	△ 2.2

(歳出)

単位：千円、%

款	項	目	節	細節	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減額 (元年度・2年度)	増減率 (元年度・2年度)
1	総務費				173,518	188,319	181,018	△ 7,301	△ 3.9
	1	総務管理費			142,806	157,315	148,077	△ 9,238	△ 5.9
		1	一般管理費		139,987	154,608	144,946	△ 9,662	△ 6.2
		2	運営協議会費		1,236	1,259	1,275	16	1.3
		3	連合会負担金		1,583	1,448	1,856	408	28.2
	2	徴税费			30,712	31,004	32,941	1,937	6.2
		1	徴税费		30,712	31,004	32,941	1,937	6.2
2	保険給付費				6,682,876	6,263,858	6,093,828	△ 170,030	△ 2.7
	1	療養諸費			5,785,430	5,475,540	5,308,047	△ 167,493	△ 3.1
		1	一般被保険者療養給付費		5,619,810	5,321,795	5,201,288	△ 120,507	△ 2.3
		2	退職被保険者等療養給付費		53,675	40,752	1,500	△ 39,252	△ 96.3
		3	一般被保険者療養費		85,254	78,730	71,372	△ 7,358	△ 9.3
		4	退職被保険者等療養費		1,270	672	70	△ 602	△ 89.6
		5	審査支払手数料		25,421	33,591	33,817	226	0.7
	2	高額療養費			826,288	721,828	723,766	1,938	0.3
		1	一般被保険者高額療養費		818,004	714,134	722,375	8,241	1.2
		2	退職被保険者等高額療養費		7,894	7,065	700	△ 6,365	△ 90.1
		3	一般被保険者高額介護合算療養費		288	532	612	80	15.0
		4	退職被保険者等高額介護合算療養費		102	97	79	△ 18	△ 18.6
	3	移送費			57	57	57	0	0.0
		1	一般被保険者移送費		47	47	47	0	0.0
		2	退職被保険者等移送費		10	10	10	0	0.0
	4	出産育児諸費			54,026	49,524	45,021	△ 4,503	△ 9.1
		1	出産育児一時金		54,000	49,500	45,000	△ 4,500	△ 9.1
		2	支払手数料		26	24	21	△ 3	△ 12.5
	5	葬祭費			6,600	6,500	6,000	△ 500	△ 7.7
		1	葬祭費		6,600	6,500	6,000	△ 500	△ 7.7
	6	結核・精神医療給付金			10,475	10,409	10,937	528	5.1
		1	一般被保険者結核・精神医療給付金		10,408	10,384	10,927	543	5.2
		2	退職被保険者等結核・精神医療給付金		67	25	10	△ 15	△ 60.0
3	国民健康保険事業費納付金				3,537,295	3,495,149	3,428,956	△ 66,193	△ 1.9
	1	医療給付費分			2,446,817	2,393,667	2,344,395	△ 49,272	△ 2.1
		1	一般被保険者医療給付費分		2,439,500	2,392,385	2,342,931	△ 49,454	△ 2.1
		2	退職被保険者医療給付費分		7,317	1,282	1,464	182	14.2
	2	後期高齢者支援金等分			806,272	819,949	791,544	△ 28,405	△ 3.5
		1	一般被保険者後期高齢者支援金等分		803,713	819,488	790,819	△ 28,669	△ 3.5
		2	退職被保険者後期高齢者支援金等分		2,559	461	725	264	57.3
	3	介護納付金分			284,206	281,533	293,017	11,484	4.1
		1	介護納付金分		284,206	281,533	293,017	11,484	4.1

4	保健事業費	141,137	141,934	160,913	18,979	13.4
1	特定健康診査等事業費	113,906	111,935	111,647	△ 288	△ 0.3
1	特定健康診査等事業費	113,906	111,935	111,647	△ 288	△ 0.3
2	保健事業費	27,231	29,999	49,266	19,267	64.2
1	保健衛生普及費	27,231	29,999	49,266	19,267	64.2
5	基金積立金	12	16	16	0	0.0
1	基金積立金	12	16	16	0	0.0
1	基金積立金	12	16	16	0	0.0
6	公債費	201	201	106	△ 95	△ 47.3
1	公債費	201	201	106	△ 95	△ 47.3
1	利子	201	201	106	△ 95	△ 47.3
7	諸支出金	25,431	27,431	27,431	0	0.0
1	償還金及び還付金	25,431	27,431	27,431	0	0.0
1	一般被保険者保険税還付金	23,875	26,109	26,109	0	0.0
2	退職被保険者等保険税還付金	1,125	891	891	0	0.0
3	一般被保険者還付加算金	410	416	416	0	0.0
4	退職被保険者等還付加算金	20	14	14	0	0.0
5	償還金	1	1	1	0	0.0
8	予備費	1,460	20,831	20,000	△ 831	△ 4.0
1	予備費	1,460	20,831	20,000	△ 831	△ 4.0
1	予備費	1,460	20,831	20,000	△ 831	△ 4.0
歳出合計		10,561,930	10,137,739	9,912,268	△ 225,471	△ 2.2

2 国民健康保険加入世帯数・被保険者数の推移

単位：世帯、人、%

		平成27 年度	増減率	平成28 年度	増減率	平成29 年度	増減率	平成30 年度	増減率	令和元 年度 (見込)	増減率	令和2 年度 (見込)	増減率
世帯数	総数	17,644	△ 1.6	17,226	△ 2.4	16,698	△ 3.1	16,389	△ 1.9	16,057	△ 2.0	15,767	△ 1.8
	一般	17,139	△ 0.7	16,912	△ 1.3	16,539	△ 2.2	16,331	△ 1.3	16,046	△ 1.7	15,767	△ 1.7
	退職	505	△ 24.6	314	△ 37.8	159	△ 49.4	58	△ 63.5	11	△ 81.0	0	皆減
被保険者数	総数	26,869	△ 2.8	25,736	△ 4.2	24,582	△ 4.5	23,825	△ 3.1	23,125	△ 2.9	22,560	△ 2.4
	一般	25,916	△ 1.7	25,150	△ 3.0	24,296	△ 3.4	23,730	△ 2.3	23,108	△ 2.6	22,560	△ 2.4
	未就学児	653	△ 4.9	617	△ 5.5	577	△ 6.5	538	△ 6.8	505	△ 6.1	475	△ 5.9
	就学児から 65歳未満	16,291	△ 3.3	15,608	△ 4.2	14,902	△ 4.5	14,519	△ 2.6	14,119	△ 2.8	13,743	△ 2.7
	前期高齢者 (65歳以上)	8,972	1.5	8,925	△ 0.5	8,817	△ 1.2	8,673	△ 1.6	8,484	△ 2.2	8,342	△ 1.7
	退職	953	△ 25.3	586	△ 38.5	286	△ 51.2	95	△ 66.8	17	△ 82.1	0	皆減
	介護第2号被保険者 (再掲)	9,520	△ 4.0	8,916	△ 6.3	8,352	△ 6.3	8,056	△ 3.5	7,757	△ 3.7	7,476	△ 3.6

※ 平成27年度から平成30年度までは年間平均世帯数、被保険者数実績

※ 退職世帯は退職被保険者のみの世帯を示す。

3 保険給付費・国民健康保険事業費納付金の推移

単位:人、千円、%

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	決算	前年比	決算	前年比	決算	前年比	決算	前年比	決算見込	前年比	当初予算	前年比
被保険者数	26,869	△ 2.8	25,736	△ 4.2	24,582	△ 4.5	23,825	△ 3.1	23,125	△ 2.9	22,560	△ 2.4
一般被保険者	25,916	△ 1.7	25,150	△ 3.0	24,296	△ 3.4	23,730	△ 2.3	23,108	△ 2.6	22,560	△ 2.4
未就学児	653	△ 4.9	617	△ 5.5	577	△ 6.5	538	△ 6.8	505	△ 6.1	475	△ 5.9
就学児から65歳未満	16,291	△ 3.3	15,608	△ 4.2	14,902	△ 4.5	14,519	△ 2.6	14,119	△ 2.8	13,743	△ 2.7
65歳以上	8,972	1.5	8,925	△ 0.5	8,817	△ 1.2	8,673	△ 1.6	8,484	△ 2.2	8,342	△ 1.7
退職被保険者	953	△ 25.3	586	△ 38.5	286	△ 51.2	95	△ 66.8	17	△ 82.1	0	皆減
保険給付費	6,650,559	0.2	6,576,497	△ 1.1	6,345,530	△ 3.5	6,170,281	△ 2.8	6,163,148	△ 0.1	5,997,305	△ 2.7
療養給付費	5,829,081	0.1	5,725,971	△ 1.8	5,552,941	△ 3.0	5,394,698	△ 2.8	5,362,547	△ 0.6	5,202,788	△ 3.0
一般	5,589,005	1.9	5,569,602	△ 0.3	5,477,240	△ 1.7	5,358,377	△ 2.2	5,321,795	△ 0.7	5,201,288	△ 2.3
退職	240,076	△ 29.2	156,369	△ 34.9	75,701	△ 51.6	36,321	△ 52.0	40,752	12.2	1,500	△ 96.3
療養費	88,534	△ 3.2	80,748	△ 8.8	74,610	△ 7.6	70,849	△ 5.0	79,402	12.1	71,442	△ 10.0
一般	85,361	△ 1.7	78,162	△ 8.4	73,353	△ 6.2	70,665	△ 3.7	78,730	11.4	71,372	△ 9.3
退職	3,173	△ 31.4	2,586	△ 18.5	1,257	△ 51.4	184	△ 85.4	672	265.2	70	△ 89.6
高額療養費	732,944	1.7	769,778	5.0	717,979	△ 6.7	704,734	△ 1.8	721,199	2.3	723,075	0.3
一般	696,311	4.2	742,902	6.7	705,459	△ 5.0	697,157	△ 1.2	714,134	2.4	722,375	1.2
退職	36,633	△ 30.8	26,876	△ 26.6	12,520	△ 53.4	7,577	△ 39.5	7,065	△ 6.8	700	△ 90.1
国民健康保険事業費納付金	-	-	-	-	-	-	3,537,292	皆増	3,495,149	△ 1.2	3,428,956	△ 1.9
医療給付費分	-	-	-	-	-	-	2,446,816	皆増	2,393,667	△ 2.2	2,344,395	△ 2.1
一般	-	-	-	-	-	-	2,439,500	皆増	2,392,385	△ 1.9	2,342,931	△ 2.1
退職	-	-	-	-	-	-	7,316	皆増	1,282	△ 82.5	1,464	14.2
後期高齢者支援金等分	-	-	-	-	-	-	806,270	皆増	819,949	1.7	791,544	△ 3.5
一般	-	-	-	-	-	-	803,712	皆増	819,488	2.0	790,819	△ 3.5
退職	-	-	-	-	-	-	2,558	皆増	461	△ 82.0	725	57.3
介護納付金分	-	-	-	-	-	-	284,206	皆増	281,533	△ 0.9	293,017	4.1

4 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う 差 (C) - (B)
所得割	5.55%	5.75%	5.75%	0.00%
均等割	26,000円	26,000円	26,000円	0円
賦課限度額	610,000円	610,000円	630,000円	20,000円

② 改定額内訳（一般分+退職分）

(単位：千円)

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う 差 (C) - (B)
所得割総額 ㉞	1,408,440	1,459,200	1,459,200	0
均等割総額 ㉟	576,450	576,450	576,450	0
低所得者軽減額 ㊱	128,902	128,902	129,706	804
賦課限度額超過額 ㊲	335,239	352,997	347,294	△ 5,703
端数調整額（100円未満 切捨分等） ㊳	2,578	2,545	2,585	40
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	1,518,171	1,551,206	1,556,065	4,859
応能割応益割の構成比 率	応能割65.06% 応益割34.94%	応能割65.74% 応益割34.26%	応能割65.86% 応益割34.14%	
賦課限度額改定に伴う医 療分改定率 (B)・(C) 列の比較	0.31%			

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う 差 (C) - (B)
所得割	2.05%	2.05%	2.05%	0.00%
均等割	13,000円	13,000円	13,000円	0円
賦課限度額	190,000円	190,000円	190,000円	0円

② 改定額内訳（一般分+退職分）

(単位：千円)

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う 差 (C) - (B)
所得割総額 ㉞	519,389	519,389	519,389	0
均等割総額 ㉟	287,758	287,758	287,758	0
低所得者軽減額 ㊱	64,347	64,347	64,749	402
賦課限度額超過額 ㊲	137,852	137,852	137,852	0
端数調整額（100円未満 切捨分等） ㊳	1,377	1,377	1,379	2
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	603,571	603,571	603,167	△ 404
応能割応益割の構成比 率	応能割57.01% 応益割42.99%	応能割57.01% 応益割42.99%	応能割57.01% 応益割42.99%	
賦課限度額改定に伴う後 期高齢者支援金分改定率 (B)・(C) 列の比較	△ 0.07%			

(3) 介護分

① 改定内容

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う 差 (C) - (B)
所得割	2.00%	2.00%	2.00%	0.00%
均等割	15,000円	15,000円	15,000円	0円
賦課限度額	160,000円	160,000円	170,000円	10,000円

② 改定額内訳 (一般分+退職分)

(単位: 千円)

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)	改定に伴う 差 (C) - (B)
所得割総額 ㉞	206,166	206,166	206,166	0
均等割総額 ㉟	109,156	109,156	109,156	0
低所得者軽減額 ㊱	23,376	23,376	23,503	127
賦課限度額超過額 ㊲	61,418	61,418	59,402	△ 2,016
端数調整額 (100円未満 切捨分等) ㊳	230	230	228	△ 2
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	230,298	230,298	232,189	1,891
応能割応益割の構成比率	応能割57.01% 応益割42.99%	応能割57.01% 応益割42.99%	応能割57.35% 応益割42.65%	
賦課限度額改定に伴う介 護分改定率 (B)・(C) 列の比較	0.82%			

(4) 全体分

	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)
調定見込額	2,352,040千円	2,385,075千円	2,391,421千円
応能割応益割の 構成比率	応能割 62.17% 応益割 37.83%	応能割 62.65% 応益割 37.35%	応能割 62.76% 応益割 37.24%
	影響額(調定ベース)		増減率
(A) と (B) の比較 ※ 保険税率改定分の影響	33,035千円		1.40%
(B) と (C) の比較 ※ 軽減判定基準・限度額改定の影響	6,346千円		0.27%
(A) と (C) の比較	39,381千円		1.67%

(5) 一人当たりの国民健康保険税 (医療分・後期高齢者支援金分・介護分)

被保険者総数 (令和2年度平均見込)		22,560人	
	現行税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (A)	改定税率 現行低所得者軽減判定基準 現行限度額 (B)	改定税率 改定低所得者軽減判定基準 改定限度額 (C)
一人当たりの国民健康保 険税 (医療分・後期高齢 者支援金分・介護分)	104,257円	105,721円	106,003円
一人当たりの影響額 (B) - (A)	一人当たりの影響額 (C) - (B)	一人当たりの影響額 (C) - (A)	
1,464円	282円	1,746円	

5 国民健康保険税算定表

令和元・2年度国民健康保険税算定表(全体分課税額 現年度分)

医療分・後期高齢者支援金分・介護分

(単位:千円)

	国民健康保険税算定額及び割合				法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1) + (2)				
令和元年度決算見込								
一般	32,836,063	2,188,071	998,197	3,186,268	222,141	548,161	4,289	2,411,677
退職	11,846	275	512	787	196	0	1	590
全体	32,847,909	2,188,346	998,709	3,187,055	222,337	548,161	4,290	2,412,267
令和2年度予算								
一般	32,057,848	2,184,755	973,364	3,158,119	217,958	544,548	4,192	2,391,421
退職	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	32,057,848	2,184,755	973,364	3,158,119	217,958	544,548	4,192	2,391,421

令和元・2年度国民健康保険税算定表(基礎課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1) + (2)				
令和元年度決算見込(所得割5.55%、均等割26,000円、限度額610,000円)								
一般	32,836,063	1,442,630	590,444	2,033,074	132,031	343,377	2,641	1,555,025
退職	11,846	167	257	424	98	0	0	326
全体	32,847,909	1,442,797	590,701	2,033,498	132,129	343,377	2,641	1,555,351
令和2年度予算(所得割5.75%、均等割26,000円、限度額630,000円)								
一般	32,057,848	1,459,200	576,450	2,035,650	129,706	347,294	2,585	1,556,065
退職	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	32,057,848	1,459,200	576,450	2,035,650	129,706	347,294	2,585	1,556,065

※基準総所得金額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

令和元・2年度国民健康保険税算定表(後期高齢者支援金等課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1) + (2)				
令和元年度決算見込(所得割2.05%、均等割13,000円、限度額190,000円)								
一般	32,836,063	531,997	294,743	826,740	65,909	141,198	1,410	618,223
退職	11,846	61	128	189	49	0	0	140
全体	32,847,909	532,058	294,871	826,929	65,958	141,198	1,410	618,363
令和2年度予算(所得割2.05%、均等割13,000円、限度額190,000円)								
一般	32,057,848	519,389	287,758	807,147	64,749	137,852	1,379	603,167
退職	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	32,057,848	519,389	287,758	807,147	64,749	137,852	1,379	603,167

※基準総所得金額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

令和元・2年度国民健康保険税算定表(介護納付金課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (3)-(4)-(5)-(6)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1) + (2)				
令和元年度決算見込(所得割2.0%、均等割15,000円、限度額160,000円)								
一般	13,699,601	213,444	113,010	326,454	24,201	63,586	238	238,429
退職	8,323	47	127	174	49	0	1	124
全体	13,707,924	213,491	113,137	326,628	24,250	63,586	239	238,553
令和2年度予算(所得割2.0%、均等割15,000円、限度額170,000円)								
一般	13,232,445	206,166	109,156	315,322	23,503	59,402	228	232,189
退職	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	13,232,445	206,166	109,156	315,322	23,503	59,402	228	232,189

※基準総所得金額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

6 国民健康保険税(全体分)調定額・収入額等調書

(単位:千円)

年 度	区分 内訳	現 年 度 分			過 年 度 分			現年度・過年度 小 計			滞 納 繰 越 分			合 計		
		収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額	収入額	収入率	未収入額
		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)		調定額	(%)	
令和 元年度 (決算見込)	一 般 分	2,334,471			26,612			2,361,083			87,150			2,448,233		
		2,411,677	96.80%	77,206	30,261	87.94%	3,649	2,441,938	96.69%	80,855	202,241	43.09%	115,091	2,644,179	92.59%	195,946
	退 職 分	567			3			570			485			1,055		
		590	96.10%	23	3	100.00%	0	593	96.12%	23	1,130	42.92%	645	1,723	61.23%	668
	合 計	2,335,038			26,615			2,361,653			87,635			2,449,288		
		2,412,267	96.80%	77,229	30,264	87.94%	3,649	2,442,531	96.69%	80,878	203,371	43.09%	115,736	2,645,902	92.57%	196,614
令和 2年度 (予算)	一 般 分	2,322,419			21,546			2,343,965			62,303			2,406,268		
		2,391,421	97.11%	69,002	30,693	70.20%	9,147	2,422,114	96.77%	78,149	186,201	33.46%	123,898	2,608,315	92.25%	202,047
	退 職 分	0			3			3			185			188		
		0	0.00%	0	3	100.00%	0	3	100.00%	0	628	29.46%	443	631	29.79%	443
	合 計	2,322,419			21,549			2,343,968			62,488			2,406,456		
		2,391,421	97.11%	69,002	30,696	70.20%	9,147	2,422,117	96.77%	78,149	186,829	33.45%	124,341	2,608,946	92.24%	202,490
差引	一 般 分	△ 12,052			△ 5,066			△ 17,118			△ 24,847			△ 41,965		
		△ 20,256		△ 8,204	432		5,498	△ 19,824		△ 2,706	△ 16,040		8,807	△ 35,864		6,101
増減	退 職 分	△ 567			0			△ 567			△ 300			△ 867		
		△ 590		△ 23	0		0	△ 590		△ 23	△ 502		△ 202	△ 1,092		△ 225
	合 計	△ 12,619			△ 5,066			△ 17,685			△ 25,147			△ 42,832		
		△ 20,846		△ 8,227	432		5,498	△ 20,414		△ 2,729	△ 16,542		8,605	△ 36,956		5,876

7 世帯例別の所得階層別保険税額

モデルケース	夫38歳 妻35歳 子7歳					夫43歳 妻41歳 子10歳 子7歳				
	現行税率年税額①	改定年税額② (税率改定のみ)	改定案年税額③ (軽減判定・賦課限度額改定)	比較③-②	比較③-①	現行税率年税額①	改定年税額② (税率改定のみ)	改定案年税額③ (軽減判定・賦課限度額改定)	比較③-②	比較③-①
0円	7割軽減 35,100円	7割軽減 35,100円	7割軽減 35,100円	0円	0円	7割軽減 55,800円	7割軽減 55,800円	7割軽減 55,800円	0円	0円
600,000円	5割軽減 78,900円	5割軽減 79,500円	5割軽減 79,500円	0円	600円	5割軽減 118,800円	5割軽減 119,400円	5割軽減 119,400円	0円	600円
800,000円	5割軽減 94,100円	5割軽減 95,100円	5割軽減 95,100円	0円	1,000円	5割軽減 138,000円	5割軽減 139,000円	5割軽減 139,000円	0円	1,000円
1,000,000円	5割軽減 109,300円	5割軽減 110,700円	5割軽減 110,700円	0円	1,400円	5割軽減 157,200円	5割軽減 158,600円	5割軽減 158,600円	0円	1,400円
1,180,000円	2割軽減 158,100円	2割軽減 159,800円	5割軽減 124,700円	△ 35,100円	△ 33,400円	5割軽減 174,500円	5割軽減 176,200円	5割軽減 176,200円	0円	1,700円
1,470,000円	2割軽減 180,100円	2割軽減 182,400円	2割軽減 182,400円	0円	2,300円	2割軽減 258,100円	2割軽減 260,400円	5割軽減 204,600円	△ 55,800円	△ 53,500円
1,870,000円	233,900円	237,000円	2割軽減 213,600円	△ 23,400円	△ 20,300円	2割軽減 296,500円	2割軽減 299,600円	2割軽減 299,600円	0円	3,100円
2,400,000円	274,200円	278,400円	278,400円	0円	4,200円	384,600円	388,800円	2割軽減 351,600円	△ 37,200円	△ 33,000円
2,500,000円	281,800円	286,100円	286,100円	0円	4,300円	394,200円	398,500円	398,500円	0円	4,300円
3,000,000円	319,800円	325,200円	325,200円	0円	5,400円	442,200円	447,600円	447,600円	0円	5,400円
3,500,000円	357,800円	364,100円	364,100円	0円	6,300円	490,200円	496,500円	496,500円	0円	6,300円
4,000,000円	395,800円	403,200円	403,200円	0円	7,400円	538,200円	545,600円	545,600円	0円	7,400円
4,500,000円	433,800円	442,100円	442,100円	0円	8,300円	586,200円	594,500円	594,500円	0円	8,300円
5,000,000円	471,800円	481,200円	481,200円	0円	9,400円	634,200円	643,600円	643,600円	0円	9,400円
5,500,000円	509,800円	520,100円	520,100円	0円	10,300円	682,200円	692,500円	692,500円	0円	10,300円
6,000,000円	547,800円	559,200円	559,200円	0円	11,400円	730,200円	741,600円	741,600円	0円	11,400円
6,500,000円	585,800円	598,100円	598,100円	0円	12,300円	778,200円	790,500円	790,500円	0円	12,300円
7,000,000円	623,800円	637,200円	637,200円	0円	13,400円	822,800円	836,200円	839,600円	3,400円	16,800円
7,500,000円	661,800円	676,100円	676,100円	0円	14,300円	851,900円	866,200円	876,200円	10,000円	24,300円
9,000,000円	749,100円	766,500円	766,500円	0円	17,400円	935,100円	952,500円	962,500円	10,000円	27,400円
9,400,000円	771,300円	789,500円	789,500円	0円	18,200円	957,300円	960,000円	985,500円	25,500円	28,200円
9,500,000円	776,900円	795,200円	795,200円	0円	18,300円	960,000円	960,000円	990,000円	30,000円	30,000円
9,800,000円	793,500円	800,000円	812,500円	12,500円	19,000円	960,000円	960,000円	990,000円	30,000円	30,000円
10,400,000円	800,000円	800,000円	820,000円	20,000円	20,000円	960,000円	960,000円	990,000円	30,000円	30,000円
10,800,000円	800,000円	800,000円	820,000円	20,000円	20,000円	960,000円	960,000円	990,000円	30,000円	30,000円
11,000,000円	800,000円	800,000円	820,000円	20,000円	20,000円	960,000円	960,000円	990,000円	30,000円	30,000円

※ 現行税率：医療分（所得割5.55%均等割26,000円賦課限度額61万円）後期高齢者支援金分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）

介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）

※ 改定税率：医療分（所得割5.75%均等割26,000円賦課限度額61万円）後期高齢者支援金分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）

介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）

※ 軽減判定改定：5割軽減 被保険者の数に乘すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に、2割軽減 被保険者の数に乘すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。

※ 賦課限度額改定：医療分の賦課限度額を63万円（現行：61万円）に、介護分の賦課限度額を17万円（現行：16万円）引き上げる。

※ ーより下は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護分の全てにおいて賦課限度額に到達する階層

モデルケース	単身33歳					単身43歳				
	現行税率年税額①	改定年税額② (税率改定のみ)	改定案年税額③ (軽減判定・賦課限度額改定)	比較③-②	比較③-①	現行税率年税額①	改定年税額② (税率改定のみ)	改定案年税額③ (軽減判定・賦課限度額改定)	比較③-②	比較③-①
0円	7割軽減 11,700円	7割軽減 11,700円	7割軽減 11,700円	0円	0円	7割軽減 16,200円	7割軽減 16,200円	7割軽減 16,200円	0円	0円
600,000円	5割軽減 39,900円	5割軽減 40,500円	5割軽減 40,500円	0円	600円	5割軽減 52,800円	5割軽減 53,400円	5割軽減 53,400円	0円	600円
800,000円	2割軽減 66,800円	2割軽減 67,800円	2割軽減 67,800円	0円	1,000円	2割軽減 88,200円	2割軽減 89,200円	2割軽減 89,200円	0円	1,000円
1,000,000円	89,800円	91,200円	91,200円	0円	1,400円	118,200円	119,600円	119,600円	0円	1,400円
1,180,000円	103,500円	105,200円	105,200円	0円	1,700円	135,500円	137,200円	137,200円	0円	1,700円
1,470,000円	125,500円	127,800円	127,800円	0円	2,300円	163,300円	165,600円	165,600円	0円	2,300円
1,870,000円	155,900円	159,000円	159,000円	0円	3,100円	201,700円	204,800円	204,800円	0円	3,100円
2,400,000円	196,200円	200,400円	200,400円	0円	4,200円	252,600円	256,800円	256,800円	0円	4,200円
2,500,000円	203,800円	208,100円	208,100円	0円	4,300円	262,200円	266,500円	266,500円	0円	4,300円
3,000,000円	241,800円	247,200円	247,200円	0円	5,400円	310,200円	315,600円	315,600円	0円	5,400円
3,500,000円	279,800円	286,100円	286,100円	0円	6,300円	358,200円	364,500円	364,500円	0円	6,300円
4,000,000円	317,800円	325,200円	325,200円	0円	7,400円	406,200円	413,600円	413,600円	0円	7,400円
4,500,000円	355,800円	364,100円	364,100円	0円	8,300円	454,200円	462,500円	462,500円	0円	8,300円
5,000,000円	393,800円	403,200円	403,200円	0円	9,400円	502,200円	511,600円	511,600円	0円	9,400円
5,500,000円	431,800円	442,100円	442,100円	0円	10,300円	550,200円	560,500円	560,500円	0円	10,300円
6,000,000円	469,800円	481,200円	481,200円	0円	11,400円	598,200円	609,600円	609,600円	0円	11,400円
6,500,000円	507,800円	520,100円	520,100円	0円	12,300円	646,200円	658,500円	658,500円	0円	12,300円
7,000,000円	545,800円	559,200円	559,200円	0円	13,400円	694,200円	707,600円	707,600円	0円	13,400円
7,500,000円	583,800円	598,100円	598,100円	0円	14,300円	742,200円	756,500円	756,500円	0円	14,300円
9,000,000円	697,100円	714,500円	714,500円	0円	17,400円	857,100円	874,500円	884,500円	10,000円	27,400円
9,400,000円	719,300円	737,500円	737,500円	0円	18,200円	879,300円	897,500円	907,500円	10,000円	28,200円
9,500,000円	724,900円	743,200円	743,200円	0円	18,300円	884,900円	903,200円	913,200円	10,000円	28,300円
9,800,000円	741,500円	760,500円	760,500円	0円	19,000円	901,500円	920,500円	930,500円	10,000円	29,000円
10,400,000円	774,800円	795,000円	795,000円	0円	20,200円	934,800円	955,000円	965,000円	10,000円	30,200円
10,800,000円	797,000円	800,000円	818,000円	18,000円	21,000円	957,000円	960,000円	988,000円	28,000円	31,000円
11,000,000円	800,000円	800,000円	820,000円	20,000円	20,000円	960,000円	960,000円	990,000円	30,000円	30,000円

- ※ 現行税率：医療分（所得割5.55%均等割26,000円賦課限度額61万円）後期高齢者支援金分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）
- ※ 改定税率：医療分（所得割5.75%均等割26,000円賦課限度額61万円）後期高齢者支援金分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）
- ※ 軽減判定改定：5割軽減 被保険者の数に乘すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に、2割軽減 被保険者の数に乘すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。
- ※ 賦課限度額改定：医療分の賦課限度額を63万円（現行：61万円）に、介護分の賦課限度額を17万円（現行：16万円）引き上げる。
- ※ ーより下は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護分の全てにおいて賦課限度額に到達する階層

モデルケース	単身68歳(年金収入等)					夫68歳 妻66歳(年金収入等)				
	現行税率年税額①	改定年税額② (税率改定のみ)	改定案年税額③ (軽減判定・賦課限度額改定)	比較③-②	比較③-①	現行税率年税額①	改定年税額② (税率改定のみ)	改定案年税額③ (軽減判定・賦課限度額改定)	比較③-②	比較③-①
0円	7割軽減 11,700円	7割軽減 11,700円	7割軽減 11,700円	0円	0円	7割軽減 23,400円	7割軽減 23,400円	7割軽減 23,400円	0円	0円
600,000円	5割軽減 39,900円	5割軽減 40,500円	5割軽減 40,500円	0円	600円	5割軽減 59,400円	5割軽減 60,000円	5割軽減 60,000円	0円	600円
800,000円	2割軽減 66,800円	2割軽減 67,800円	2割軽減 67,800円	0円	1,000円	5割軽減 74,600円	5割軽減 75,600円	5割軽減 75,600円	0円	1,000円
1,000,000円	89,800円	91,200円	2割軽減 83,400円	△ 7,800円	△ 6,400円	5割軽減 89,800円	5割軽減 91,200円	5割軽減 91,200円	0円	1,400円
1,180,000円	103,500円	105,200円	105,200円	0円	1,700円	2割軽減 126,900円	2割軽減 128,600円	2割軽減 128,600円	0円	1,700円
1,470,000円	125,500円	127,800円	127,800円	0円	2,300円	2割軽減 148,900円	2割軽減 151,200円	2割軽減 151,200円	0円	2,300円
1,870,000円	155,900円	159,000円	159,000円	0円	3,100円	194,900円	198,000円	198,000円	0円	3,100円
2,400,000円	196,200円	200,400円	200,400円	0円	4,200円	235,200円	239,400円	239,400円	0円	4,200円
2,500,000円	203,800円	208,100円	208,100円	0円	4,300円	242,800円	247,100円	247,100円	0円	4,300円
3,000,000円	241,800円	247,200円	247,200円	0円	5,400円	280,800円	286,200円	286,200円	0円	5,400円
3,500,000円	279,800円	286,100円	286,100円	0円	6,300円	318,800円	325,100円	325,100円	0円	6,300円
4,000,000円	317,800円	325,200円	325,200円	0円	7,400円	356,800円	364,200円	364,200円	0円	7,400円
4,500,000円	355,800円	364,100円	364,100円	0円	8,300円	394,800円	403,100円	403,100円	0円	8,300円
5,000,000円	393,800円	403,200円	403,200円	0円	9,400円	432,800円	442,200円	442,200円	0円	9,400円
5,500,000円	431,800円	442,100円	442,100円	0円	10,300円	470,800円	481,100円	481,100円	0円	10,300円
6,000,000円	469,800円	481,200円	481,200円	0円	11,400円	508,800円	520,200円	520,200円	0円	11,400円
6,500,000円	507,800円	520,100円	520,100円	0円	12,300円	546,800円	559,100円	559,100円	0円	12,300円
7,000,000円	545,800円	559,200円	559,200円	0円	13,400円	584,800円	598,200円	598,200円	0円	13,400円
7,500,000円	583,800円	598,100円	598,100円	0円	14,300円	622,800円	637,100円	637,100円	0円	14,300円
9,000,000円	697,100円	714,500円	714,500円	0円	17,400円	723,100円	740,500円	740,500円	0円	17,400円
9,400,000円	719,300円	737,500円	737,500円	0円	18,200円	745,300円	763,500円	763,500円	0円	18,200円
9,500,000円	724,900円	743,200円	743,200円	0円	18,300円	750,900円	769,200円	769,200円	0円	18,300円
9,800,000円	741,500円	760,500円	760,500円	0円	19,000円	767,500円	786,500円	786,500円	0円	19,000円
10,400,000円	774,800円	795,000円	795,000円	0円	20,200円	800,000円	800,000円	820,000円	20,000円	20,000円
10,800,000円	797,000円	800,000円	818,000円	18,000円	21,000円	800,000円	800,000円	820,000円	20,000円	20,000円
11,000,000円	800,000円	800,000円	820,000円	20,000円	20,000円	800,000円	800,000円	820,000円	20,000円	20,000円

※ 現行税率：医療分(所得割5.55%均等割26,000円賦課限度額61万円) 後期高齢者支援金分(所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円)

介護分(所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円)

※ 改定税率：医療分(所得割5.75%均等割26,000円賦課限度額61万円) 後期高齢者支援金分(所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円)

介護分(所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円)

※ 軽減判定改定：5割軽減 被保険者の数に乘すべき金額を28.5万円(現行：28万円)に、2割軽減 被保険者の数に乘すべき金額を52万円(現行：51万円)に引き上げる。

※ 賦課限度額改定：医療分の賦課限度額を63万円(現行：61万円)に、介護分の賦課限度額を17万円(現行：16万円)引き上げる。

※ 以下は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護分の全てにおいて賦課限度額に到達する階層

8 令和2年度税制改正に伴う国民健康保険税収入への影響額等について

1 国民健康保険税賦課限度額改定

(1) 改定内容

令和2年度税制改正による賦課限度額

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	合計
現行限度額 ①	61万円	19万円	16万円	96万円
改定限度額 ②	63万円	19万円	17万円	99万円
差額 ② - ①	2万円増	0円	1万円増	3万円増

(2) 国民健康保険税収入への影響額

賦課限度額の引上げに伴う影響額 (調定ベース)

	賦課限度額超過額 改定前 (B)	賦課限度額超過額 改定後 (C)	影響額 (C)-(B)	増減割合
医療分	352,997千円	347,294千円	△5,703千円	△1.62%
後期高齢者 支援金分	137,852千円	137,852千円	0円	0%
介護分	61,418千円	59,402千円	△2,016千円	△3.28%
合計	552,267千円	544,548千円	△7,719千円	△1.40%

(収入ベース影響額 7,488千円増)

※「4 小金井市国民健康保険税改定内容 (案) 総括表」のデータを使用

※収入ベース影響額={5,703千円 (調定ベース影響額) ×97.17% (医療分の収入率)} + {2,016千円 (調定ベース影響額) ×96.60% (介護分の収入率)} =7,488千円増

(3) 国民健康保険税賦課限度額に到達する世帯の推計

	医療分 全体 15,767 世帯	後期高齢者支援金分 全体 15,767 世帯	介護分 全体 6,570 世帯
現行限度額に到達する世帯数 (B)	288 世帯 (1.83%)	391 世帯 (2.48%)	221 世帯 (3.36%)
改定限度額に到達する世帯数 (C)	271 世帯 (1.72%) ※改定により 2万円増額	391 世帯 (2.48%)	201 世帯 (3.06%) ※改定により 1万円増額
差引世帯数 (B)-(C)	17 世帯 ※改定により 100円以上 2万円未満増額	0 世帯	20 世帯 ※改定により 100円以上 1万円未満増額

2 国民健康保険税軽減判定基準額改定

(1) 改定内容

令和2年度税制改正による軽減判定に係る世帯の所得基準額

	改正前	改正後
7割軽減	33万円	改正なし
5割軽減	33万円 + (28万円×被保険者数)	33万円 + (28万5千円×被保険者数)
2割軽減	33万円 + (51万円×被保険者数)	33万円 + (52万円×被保険者数)

(2) 国民健康保険税収入への影響額

軽減判定改定に伴う影響額 (調定ベース)

	低所得者軽減額 改定前 (B)	低所得者軽減額 改定後 (C)	影響額 (C)-(B)	増減割合
医療分	128,902千円	129,706千円	804千円	0.62%
後期高齢者 支援金分	64,347千円	64,749千円	402千円	0.62%
介護分	23,376千円	23,503千円	127千円	0.54%
合計	216,625千円	217,958千円	1,333千円	0.62%

(収入ベース影響額 1,293千円減)

※「4 小金井市国民健康保険税改定内容(案)総括表」のデータを使用

※収入ベース影響額：{ (804千円+402千円(調定ベース影響額)) × 97.17% (医療分・後期高齢者支援金分の収入率) } + { 127千円 × 96.60% (介護分の収入率) } = 1,293千円

(3) 国民健康保険税軽減の対象となる世帯の推計

	軽減割合	医療分・後期高齢者支援金分 (全体 15,767世帯)	介護分 (全体 6,570世帯)
改定前世帯数	7割軽減	4,236世帯 (26.87%)	1,434世帯 (21.83%)
	5割軽減	1,279世帯 (8.11%)	483世帯 (7.35%)
	2割軽減	1,344世帯 (8.52%)	487世帯 (7.41%)
	全体	6,859世帯 (43.50%)	2,404世帯 (36.59%)
改定後世帯数	7割軽減	4,236世帯 (26.87%)	1,434世帯 (21.83%)
	5割軽減	1,298世帯 (8.23%)	490世帯 (7.46%)
	2割軽減	1,384世帯 (8.78%)	501世帯 (7.63%)
	全体	6,918世帯 (43.88%)	2,425世帯 (36.91%)
差引世帯数	7割軽減	0世帯 (0.00%)	0世帯 (0.00%)
	5割軽減	19世帯 (0.12%)	7世帯 (0.11%)
	2割軽減	40世帯 (0.25%)	14世帯 (0.21%)
	全体	59世帯 (0.37%)	21世帯 (0.32%)

※パーセンテージについては、端数処理により各軽減割合の合計と全体分が合わないことがある。

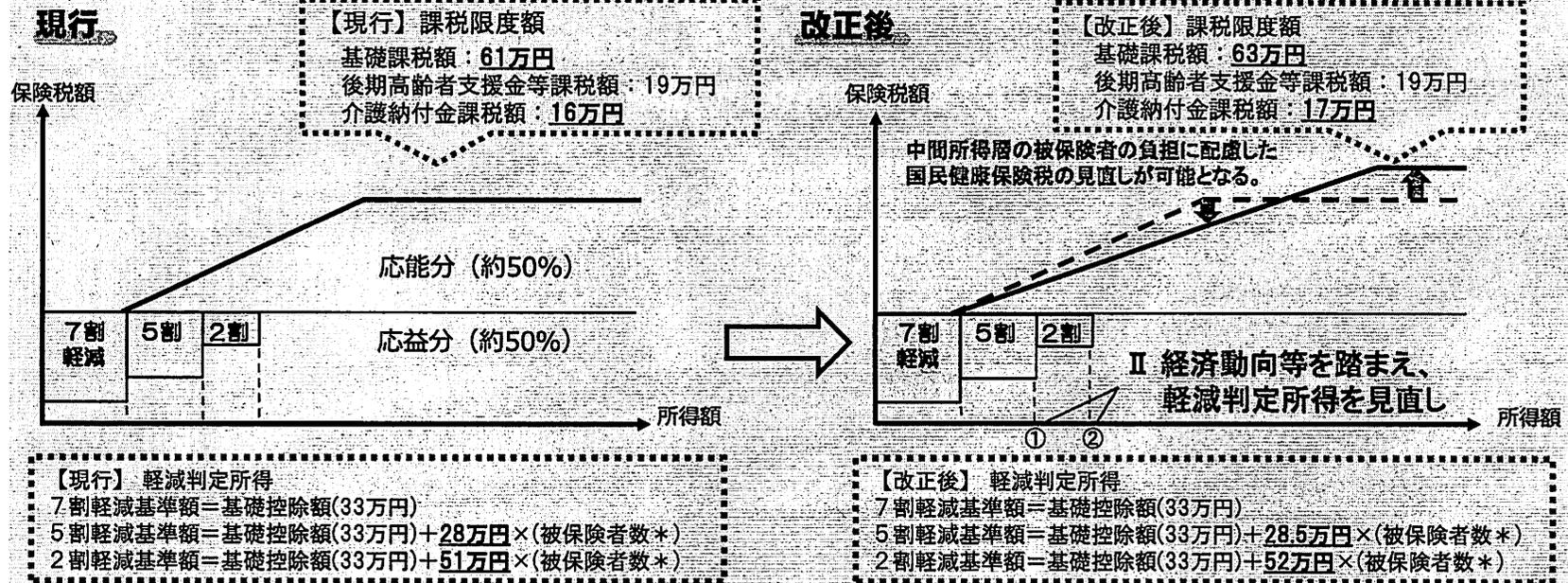
3 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行：61万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行：16万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

9 小金井市国民健康保険税税率改定状況

年 度	医療分					後期高齢者支援金分			介護分			備考(法定限度額)
	応能割		応益割		限度額	応能割	応益割	限度額	応能割	応益割	限度額	
	所得割	資産割	均等割	平等割			所得割		均等割			所得割
51	3.0%	14.5%	1,200円	1,980円	12万円							医療分:15万円
52												医療分:17万円
53												医療分:19万円
54	3.1%	20.5%	1,500円	2,400円	18万円							医療分:22万円
55	3.8%	23.7%	2,040円	3,000円	21万円							医療分:24万円
56	4.0%	25.0%	3,000円	5,040円	23万円							医療分:26万円
57												医療分:27万円
58												医療分:28万円
59												医療分:35万円
60												
61			4,800円		31万円							医療分:37万円
62												医療分:39万円
63					34万円							医療分:40万円
平成元年度												医療分:42万円
2												
3												医療分:44万円
4			7,200円		38万円							医療分:46万円
5												医療分:50万円
6	4.4%	20.0%	10,200円	6,000円	44万円							
7												医療分:52万円
8			10,800円		46万円							
9												医療分:53万円
10					50万円							
11												
12	4.5%	18.0%	13,200円	6,600円	52万円				0.7%	5,900円	7万円	介護分:7万円
13									0.92%			
14												
15												介護分:8万円
16	4.9%	16.0%	15,800円		53万円				0.96%	7,000円	8万円	
17												
18	5.17%	15.0%	20,000円						1.1%	10,300円		介護分:9万円
19												医療分:56万円
20	3.51%		7,000円		41万円	1.66%	13,000円	12万円				医療分:47万円 後期高齢者支援金分:12万円
21												介護分:10万円
22												医療分:50万円 後期高齢者支援金分:13万円
23					46万円			13万円			10万円	医療分:51万円 後期高齢者支援金分:14万円 介護分:12万円
24	4.5%		17,000円		50万円							
25					51万円			14万円			12万円	
26	4.8%	7.5%	21,000円			1.95%	14,000円	16万円	1.9%	16,000円	14万円	後期高齢者支援金分:16万円 介護分:14万円
27	5.5%	0.0%			52万円			17万円			16万円	医療分:52万円 後期高齢者支援金分:17万円 介護分:16万円
28					54万円			19万円				医療分:54万円 後期高齢者支援金分:19万円
29												
30			26,000円	0円	58万円							医療分:58万円
令和元年度	5.55%				61万円	2.05%	13,000円		2.00%	15,000円		医療分:61万円
2(案)	5.75%				63万円						17万円	医療分:63万円 介護分:17万円

※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載



小市保発第297号
令和元年12月5日

小金井市国民健康保険運営協議会
会長 遠藤 百合子 様

小金井市長 西岡 真一郎



小金井市国民健康保険税の税率改定について（諮問）

国民健康保険の円滑な財政運営を確保するため、小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年規則第6号）第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記

〔諮問事項〕

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について

○ 改正内容

1 国民健康保険の被保険者に係る所得割額（医療分）

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額について、100分の5.55を100分の5.75に改正する。

この改正は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。



小国運協発第4号

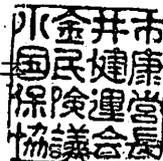
令和2年1月17日

小金井市長

西岡 真一郎 様

小金井市国民健康保険運営協議会

会長 遠藤 百合



小金井市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和元年12月5日付け小市保発第297号をもって諮問のありました標記の件につきましましては慎重に協議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

小金井市国民健康保険税の税率改定については、諮問のとおり認めます。なお、以下のとおり意見があったことを申し添えます。

- 1 税率改定を行うのではなく、一般会計からの法定外繰入を増やすべきである。保険税については慎重に検討すべきである。
- 2 国民健康保険の加入者のためだけに使う一般会計からの法定外繰入は、被用者保険等の国保加入者以外の市民から納得が得られるような改善の姿勢が必要である。
- 3 健康維持増進の推進により、医療費増加抑制を図る必要がある。
- 4 所得割に重点を置くなど、全体的に今回の税率改定はやむを得ない。
- 5 多子世帯や子育て世代の均等割の軽減を検討していただきたい。
- 6 国民健康保険制度は、退職者や失業者等を考慮すると、国民健康保険の加入者だけでなく市民にとって大切な制度であるため、市全体で支えていくべきである。
- 7 被用者保険の保険料の一部が国民健康保険に投入されている。健保組合等が解散している状況等も考慮したうえで、法定外繰入について議論していただきたい。
- 8 国や東京都に対して、公費の更なる拡充を要望していくべきである。

11 小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）・（答申）



小市保発第338号
令和2年1月8日

小金井市国民健康保険運営協議会

会長 遠藤 百合子 様

小金井市長 西岡 真一郎



小金井市国民健康保険税の見直しについて（諮問）

国民健康保険の円滑な財政運営を確保する必要があるため、小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年規則第6号）第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記

〔諮問事項〕

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について

○ 改正内容

- 1 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額（医療分）の課税限度額について、61万円を63万円に改定する。
- 2 国民健康保険の被保険者に係る介護納付金課税額（介護分）の課税限度額について、16万円を17万円に改定する。

この改正は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。



小国運協発第5号

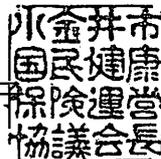
令和2年1月27日

小金井市長

西岡 真一郎 様

小金井市国民健康保険運営協議会

会長 遠藤 百合子



小金井市国民健康保険税の見直しについて (答申)

令和2年1月8日付け小市保発第338号をもって諮問のありました標記の件につきましては慎重に協議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

小金井市国民健康保険税の見直しについては、諮問のとおり認めます。なお、以下のとおり意見があったことを申し添えます。

- 1 賦課限度額について、3万円の増額というのは中間所得と思われる世帯にも負担を強いることになっているため改定すべきではない。
- 2 国や東京都に対して、公費の更なる拡充を要望していくべきである。
- 3 低所得世帯への負担軽減策を進めていただきたい。
- 4 多子世帯や子育て世代の均等割の廃止又は軽減を検討していただきたい。

12 データヘルス事業の概要

(単位:千円)

項目	歳出	概要	備考
糖尿病性腎症重症化予防指導委託	4,719	糖尿病は、重症化により医療費が高額になるだけでなく、健康な日常生活を続けることが困難になる。自覚症状がほとんど無いことから、早期治療及び生活習慣の改善により、腎不全を含む重い合併症の発症を阻止・遅延させる必要がある。 よって、特定健診データから抽出した慢性腎不全(透析)に移行するリスクが高い被保険者を対象に、重症化予防指導の利用勧奨を行い、利用希望者に対し、専門家による保健指導を実施する。	予定対象者数 200人 予定保健指導利用人数 30人
データヘルス事業委託	19,785	レセプト・特定健診情報等により、医療費及び被保険者の健康状況を把握し、保健事業の効果が高い集団の抽出と、保健事業の実施・評価分析を行う。	
医療費分析	6,809	レセプト・特定健診情報のデータ化処理費用 医療費現状分析 医療機関受診勧奨事業効果分析 糖尿病性腎症重症化予防指導事業効果分析 治療中断者受診勧奨事業効果分析 重複受診者等適正受診指導事業効果分析	
後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知	3,200	被保険者に後発医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減について周知するため、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額について通知し、後発医薬品の利用促進に取り組む。	毎月送付 ※同じ対象者への通知は4か月以上間隔をあける。 予定通知件数 14,400通
医療機関受診勧奨通知	770	特定健診結果において、受診勧奨判定値を超えているにもかかわらず医療機関を受診していない者について、医療機関受診勧奨通知を送付し、早期治療による疾病予防を図る。	年1回送付 予定通知件数 200件
健診未受診者受診勧奨通知	3,126	未受診者が多い若い年代に対して、自身の健康に興味を持てるような受診勧奨を行う。特定健診の結果から健康年齢を算出し、健康年齢通知を行う。	年2回送付 受診勧奨通知件数 3,000件 健康年齢通知件数 3,000件
治療中断者受診勧奨通知	715	生活習慣病の治療を行っていたにもかかわらず、現在治療を中断している者に対し、医療機関への受診を促し、重症化の予防を図る。	年1回送付 予定通知件数 200件
重複受診者等適正受診指導	3,366	重複・頻回受診、重複服薬の対象者に専門職による指導を行い、適正受診又は適正服薬を促し、医療費の適正化を図る。	予定対象者数 300人 予定指導利用人数 50人
その他運営費	1,799	通知文レイアウト調整・スケジュール調整費用等	
健幸チャレンジ事業委託	13,348	被保険者自身が健康に関心を持ち、継続的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりの取組又は成果に対しポイントを付与し、そのポイント数に応じて報奨を設けるなど取組を支援する。	予定利用者数 250人
計	37,852		

1 3 データヘルス計画に基づく新規事業概要

1 医療費通知事業

(1) 目的

医療費は、被保険者の自己負担のほか、保険税や公費で賄われており、それらを有効に活用するため、被保険者に受診状況を周知し、健康に対する意識を深めてもらうことにより、被保険者の健康増進を促進し、もって医療費の適正化を図る。

(2) 概要

被保険者に受診状況等を確認してもらうとともに、健康に対する意識を深めてもらうため、受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称、医療費の額等を通知する。

(3) 回数

年2回（11月、2月）

(4) 通知見込世帯数

17,000世帯

(5) 予算額

3,734千円

2 重複受診者等適正受診指導事業

(1) 目的

重複・頻回受診、重複服薬は医療費の高額化の要因の1つとされ、また、かえって体に悪影響を及ぼすこともあるため、適正な受診行動を促すよう指導することにより、被保険者の健康増進を促進し、もって医療費の適正化を図る。

(2) 概要

レセプト等のデータを分析し、重複・頻回受診、重複服薬の対象者に専門職による指導を行い、適正受診又は適正服薬を促し、医療費の適正化を図る。

(3) 内容

- ア 重複受診者等適正受診指導対象者リストの作成
- イ 案内文の作成・発送、参加勧奨
- ウ 保健師、看護師等の専門職による適正受診指導・服薬管理等
- エ 効果分析

(4) 期間

3か月間

- (5) 予定指導者数
50人
- (6) 予算額
3,366千円

3 健幸チャレンジ事業

(1) 目的

被保険者が健康寿命を延ばし、生涯を通じて健康で質の高い幸せな生活を送るための健康づくりへのチャレンジを支援する事業を実施することで、被保険者の健康増進を促進し、もって医療費の適正化を図る。

(2) 概要

被保険者自身が健康に関心を持ち、継続的に健康づくりに取り組めるよう、取組又は成果に対しポイントを付与し、そのポイント数に応じて報奨を設けて取組を支援する。

(3) 内容

歩数アプリ又は活動量計を使つてのウォーキング、特定健診・健康相談等の健康づくりに資する取組への参加によりポイントを付与。貯まったポイントは事業終了時に景品等と交換する。

(4) 期間

4か月間

(5) 予定参加者数

250人

(6) 予算額

13,348千円

1 4 国民健康保険事業運営基金現在高

(単位：円)

年 度	前年度末 現在高(見込)	年 度 中 増 減 (見込)				当 年 度 末 現在高(見込)
		積 立			取 崩	
		元 金	利 子	計		
2	148,107,397	0	15,830	15,830	20,000,000	128,123,227